

運営規定

(事業の目的)

1. 医療法人平田クリニックが実施する指定通所リハビリテーションの適正な営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

2. 平田クリニックが実施する通所リハビリテーションの従業者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
 - 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
 - 3 指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定通所リハビリテーション〔指定予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

3. 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - (1) 名称 医療法人 平田クリニック すこやかデイ・ケア
 - (2) 所在地 長崎市上野町1番5号
4. 指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
 - (1) 医師 1人（常勤）
医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
2. 専従する従業者
 - ①介護職員 4人（常勤） 1人（非常勤）
 - ②理学療法士 1人（常勤） 2人（非常勤）

(営業日及び営業時間)

5. 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする
 - ① 営業日：月曜から土曜日
ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日をのぞく
 - ② 営業時間
月曜から金曜日：午前8時15分から午後5時
土曜日：午前8時15分から午後2時30分

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

6. 指定通所リハビリテーションの利用定員は、1単位28人以内とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

7. 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りとする。

① 1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション

② 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎

③ 入浴介助

④ 食事提供

⑤ 個別リハビリテーション

- 2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師などの従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)目的とし、(2)の訓練等を行う。

1. 目的

① ADLの低下防止

② QOLの維持・向上

③ 寝たきりの防止

④ 社会性の維持・向上

⑤ 精神状態の改善

⑥ 利用者の状態の改善

2. 訓練など

① 治療用ゲーム、手工芸具を使った趣味的訓練

② 日常生活動作に関する訓練

③ 自助具適用・使用訓練

④ 運動療法

⑤ 物理療法

⑥ 歩行訓練、基本動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

8. 通常の事業の実施範囲は、長崎市北部中心。

(衛生管理等)

9. 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用料その他の費用の額)

10. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額に介護保険負担割合額に記載された負担割合の乗じた額とする。また、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 2 食材料費 1日590円
 - 3 おむつ代、パット代 1枚につき100円
 - 4 その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明し同意を得たものに限り実費を徴収する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第11条 サービスの利用にあたっては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

- 第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- ① 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
 - ② 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 - ③ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - ④ 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
 - ⑤ 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
 - ⑥ 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難）	年1回
利用者を含めた総合訓練	年1回
非常災害用設備の使用方法的徹底	随時
 - ⑦ その他必要な災害防止策について必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者等の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

- 第14条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 平田クリニックが定めるものとする。

- (付則) この規定は、平成17年6月1日から施行する。
この規定は、平成26年4月1日から施行する。
この規定は、平成28年12月20日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年5月21日から施行する。
この規定は、令和4年8月2日から施行する。
この規定は、令和5年5月1日から施行する。
この規定は、令和5年10月3日から施行する。
この規定は、令和6年3月1日から施行する。